

名家連ニュース

令和2年8月8日(土)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.741号

新型コロナ感染拡大で中止となった審議会やイベント企画

◆ 第6期障害福祉計画策定専門部会について

7月27日(月)の第4回部会は中止され、書面会議に変更されました。



◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のブロック調整会議

4ブロック調整会議⇒南(南区、緑区、瑞穂区、天白区)、西(中村区、中川区、熱田区、港区)、北(西区、北区、守山区、東区)、東(中区、千種区、昭和区、名東区)⇒会議は書面会議に変更されました。

◆ 7月29日開催の障害者週間記念のつどい実行委員会報告

中区役所ホールで開催されていた「障害者週間記念のつどい」は中止となりました。その代案として広報ビデオを名古屋市と協議して制作(テーマ「コロナと障害者」)される予定です。

◆ 家族ピアサポート総合事業(名家連委託事業)について

(1) 8月度の家族SST講座は中止となりました。9月度については詳細が確定次第、ホームページ及び名家連ニュース等でお知らせいたします。

(2) 10月24日(土)予定の家族交流事業「晴れときどき虹」は中止となりました。

◆ 名古屋市障害者スポーツ大会

ボッチャ、ボーリング、卓球、バレーボールの各障害者スポーツ大会は中止となりました。

◆ その他のイベント

希望会(事務局/愛知県精神医療センター)よりスポーツ・文化行事の中止連絡がありました。また、毎年10月に開催されていた各区の区民まつり・福祉フェスタ及び名古屋まつりも中止を発表しました。

緊急連絡です!!



8月3日放映 Eテレのハートネット

「ドキュメント精神科病院×新型コロナ～最前線からの報告～」

再放送は 8月10日(月) 午後1時10分～午後1時40分

お見逃しの方は是非ご覧ください。URLは <https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/362/> です。

障害年金復習シリーズ⑤ ❖ 額改定請求について ❖

障害年金を受給している人で、その後 65 歳の誕生日の前日までに障害の状態が悪化し、上位の等級に該当するようになった時、障害年金の額の改定を請求することができます。

働けない状況で障害厚生年金 3 級のままの方、精神保健福祉手帳 2 級所持者で障害厚生年金 3 級の方、障害基礎年金 2 級で長期入院を余儀なくされている方などは、後述する障害年金ガイドラインで示された診断書の「日常生活能力の判定」「日常性活能力の程度」の各項目を再点検し、諦めずに家族会に相談して下さい。

額改定請求に関しては、障害年金の受給権を取得した日または厚生労働省年金局障害年金センター（東京）で審査を受けた日から起算して 1 年以内でも請求できるようになりました。



額改定請求の診断書は、現症日から 3 カ月しか有効期間がありませんので、注意してください。認定されれば請求した月の翌月から改定後の年金が支給されます。

特に、障害厚生年金 3 級の方は手帳も 3 級の方が多くいます。手帳更新は年金証書のコピーでもできますが、手帳は 3 級のままとなります。医師に手帳診断書を書いていただいて提出することをお勧めします。手帳が 2 級になれば額改定請求の可能性がグンと大きくなります。また、「繰り上げ支給」で老齢年金を受給した場合は、その後障害の程度が悪化しても額改定請求はできませんので注意して下さい。

関連書類

[障害給付 額改定請求書](#)

[障害給付 額改定請求書（記入例）](#)

記入上の注意事項

[記入上の注意事項（1 年を待たずに額改定請求を行う場合（新法用）](#)

[記入上の注意事項（1 年を待たずに額改定請求を行う場合（旧法用）](#)

障害年金復習シリーズ⑥



❖ 初診日を証明する書類が添付できない場合 ❖

様々な理由で初診日証明（受診状況等証明書）ができないため年金申請を断念するケースが多々ありましたが、平成 27 年 10 月 1 日からは省令が改正され、再申請が可能となりました。

[日本年金機構のパンフレット](#)

[通知「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添付できない場合の取扱い」](#)

障害年金復習シリーズ⑦

❖ 障害年金の支給を停止された方が、再度受けられる程度になったとき ❖



関連書類

[老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届](#)

[老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届（記入例）](#)